

## 第5節 道路交通秩序の維持

種 別	(1)交通の指導取締りの強化等
実施機関	警察本部交通指導課

### 1 計画の実施方針および重点

効果的な指導取締りの強化

### 2 計画の内容

効果的な指導取締りの強化

#### (1) 交通事故抑止に資する指導取締りの強化

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、横断歩行者等妨害、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、また県民から取締り要望の多い、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転および無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転および無免許運転の根絶に向けた取組みを推進する。

また引き続き、子ども、高齢者、障害者の保護の観点に立った交通指導取締りを推進する。

さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を検証し、取締り計画に反映させるPDCAサイクルをより一層進める。

加えて、取締り場所の確保が困難な生活道路や、警察官の配置が困難な時間帯においても速度取締りが行えるように新たな速度取締り機器の導入に向けた検討を進めるなど、より効果的な交通指導取締りを行うための資機材の整備に努める。

#### (2) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じて自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行う。また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

#### (3) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による飲酒運転、無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等の危険性、迷惑性の高い違反行為に対して積極的に指導警告を行うとともに、指導警告に従わず違反を継続するなど悪質、危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を推進する。

#### (4) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止および円滑な交通を実現する。

また、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に著しい速度超過、車間距離不保持、通行帯違反、積載重量違反等の取締りを強化する。

種 別	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
実施機関	警察本部交通指導課

## 1 計画の実施方針および重点

- (1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
- (2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化
- (3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

## 2 計画の内容

### (1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条または第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

### (2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実および研修等による捜査員の捜査力の一層の向上に努める。

### (3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

交通事故自動記録装置（タームス）やひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

種 別	(3) 暴走族対策の推進
実施機関	滋賀運輸支局、警察本部交通指導課、健康医療福祉部子ども・青少年局

## 1 計画の実施方針および重点

暴走族および違法行為を敢行する旧車會対策の推進

- (1) 取締り等の強化
- (2) 行政処分および再犯防止措置の徹底
- (3) 総合的施策の推進
- (4) 車両の不正改造の防止

## 2 計画の内容

### (1) 取締り等の強化

ア 積極的な検挙等による暴走行為等の封じ込め

共同危険行為等を始めとする暴走行為に対しては、暴走族阻止・検挙用資機材や暴走行為採証用資機材の効果的活用を図るとともに、あらゆる法令を適用した検挙の徹底を図る。

また、大規模集会・集団走行に関する事前情報を入手した場合には、管区警察局、関係都道府県警察間で情報の共有を図り、集会等の主催者に対する個別指導、検問、よう撃活動等を強化することにより、暴走行為等の封じ込め、検挙の徹底を図る。

イ 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反、車両の不正改造等の取締りを推進する。

また、車両の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに、道

路運送車両法（昭和26年法律第185号）による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化し、さらに、不正改造業者に対する取締りを強化する。

ウ 暴走族グループ等の新規結成および再結成防止に向けた取組の推進

あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、実態を把握するとともに、組織的に個別指導・補導を実施するなどして、新規結成および再組織化の防止を図る。

また、旧車會グループの中には、暴走族風に改造した旧型自動二輪車等を連ねて、大規模な集会を行うなど、迷惑性が高いものもあることから、その実態の把握に努めるとともに、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反行為に対する徹底した取締りを行い、その解体を推進する。

(2) 行政処分および再犯防止措置の徹底

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。

特に、共同危険行為等の重大違反の唆し行為による運転免許の取消処分等の的確な実施に努める。

また、再犯防止を徹底するため、暴走行為に使用された車両の没収（没取）措置について検察庁等への働き掛けを促進する。

(3) 総合的施策の推進

ア 関係機関等との連携強化

暴走族および少年の非行防止に関係する機関・団体等との連携を強化し、暴走族対策会議の活性化を図る。

また、各種交通規制を実施するとともに、道路構造面から暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する車両の不正改造の防止等の措置について積極的に働き掛ける。

イ 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給を遮断するため、中学生等を対象とした暴走族加入阻止教室を開催し、暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。

ウ 暴走族追放気運の醸成

各種メディアに対して暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等の資料提供を積極的に行うとともに、各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への国民の理解と協力の確保に努める。

エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

少年センターの相談活動や非行少年等の立ち直り支援事業（あすくる）等を活用して、県、市町、地域等がより一層連携し、暴走族少年を含めた非行少年等に対する立ち直りに向けた支援を実施し、再非行の防止を図る。

(4) 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するため、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全国的な広報活動の推進および企業・関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して必要に応じて立入検査を行う。

## 第6節 救助・救急活動の充実

種 別	(1)救助・救急体制の整備
実施機関	総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部医療政策課、 中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

### 1 計画の実施方針および重点

- (1) 救助体制の整備・拡充
- (2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
- (3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
- (4) 救急救命士の養成・配置等の促進
- (5) 救助・救急用資機材の整備の推進
- (6) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進
- (7) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実
- (8) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

### 2 計画の内容

#### (1) 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、高度な救助資機材や救助工作車の整備を支援するなど救助体制の充実を図る。

#### (2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

交通事故等により多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、防災ヘリコプターを効率的に運用するとともに、消防等の関係機関と訓練を実施するなど連携して救助・救急体制の充実を図る。

#### (3) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

AEDの使用や心肺蘇生法を含めた応急手当の知識・実技の普及啓発を図るため県内各保健所等で指導資料の配布・講習会の開催等を推進するとともに、「救急の日」および「救急医療週間」等の機会を通じて広報啓発活動を実施する。

#### (4) 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場および搬送途上における応急処置）の充実のため、（一財）救急振興財団が実施する救急救命士養成講習等を活用し、各消防本部において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与および輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進する。また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

#### (5) 救助・救急用資機材の整備の推進

消防学校における救助救急訓練用資機材の整備を図るとともに、消防本部への救助工作車、救助資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

#### (6) 防災ヘリコプターによる救急業務の推進

消防本部が、交通事故等による負傷者の搬送で防災ヘリコプターを活用することが有効と判断し出動要請した場合は、緊急運航要項および救急活動基準に基づき防災ヘリコプターを運航し、救急業務の推進を図る。

(7) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実

救助・救急隊員の知識、技術の向上を図るため、最新の救助・救急技術等を取り入れるなど、消防学校における教育訓練の一層の充実を図る。

(8) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備

高速道路沿線の市町で組織する協議会の活動を支援し、高速道路における沿線市町の協力体制の強化および適切かつ効果的な救急業務の実施を推進する。

種 別	(2)救急医療体制の整備
実施機関	健康医療福祉部医療政策課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 救急医療機関等の整備
- (2) ドクターヘリ事業の推進

2 計画の内容

(1) 救急医療機関等の整備

- ア 小児科の病院群輪番制病院の運営に対して助成する。 (90,150千円)
- イ 救命救急センターの運営に対して助成する。 (312,164千円)
- ウ 円滑な救急医療体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行う。 (39,179千円)

(2) ドクターヘリ事業の推進

京滋ドクターヘリが円滑に運航できる環境を整えるため、関係機関との調整および啓発活動等を実施し、救急体制の一層の充実・確保を図る。

(480千円)

種 別	(3)救急関係機関の協力関係の確保等
実施機関	総合政策部防災危機管理局、健康医療福祉部医療政策課

1 計画の実施方針および重点

救急関係機関の協力関係の確保等

2 計画の内容

医療機関と消防機関の連携を強化し、「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」に基づき、救急搬送から救急医療の提供まで迅速かつ適切な実施を図る。

## 第7節 被害者支援の充実と推進

種 別	(1)損害賠償の請求についての援助等
実施機関	滋賀運輸支局、警察本部交通指導課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通事故相談活動の推進
- (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

(3) 自動車損害賠償責任保険の無保険（無共済）車両対策の強化

## 2 計画の内容

### (1) 交通事故相談活動の推進

ア 地域における交通事故相談活動を充実するとともに、県内地方機関等における予約巡回相談を開設するなど、広く交通事故相談の機会を提供する。

イ 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係援護機関、団体等との連絡調整を促進する。

ウ 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を図る。

エ 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、県および市町等の広報紙（誌）の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、事故当事者に広く相談の機会を提供する。

### (2) 損害賠償請求の援助活動等の強化

交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

### (3) 自動車損害賠償責任保険の無保険（無共済）車両対策の強化

原動機付自転車、普通自動二輪車（検査対象外軽自動車に限る）が、自動車損害賠償責任保険（共済）を更新せずに、運転を行っている状況が確認されており、取締、監視活動等を強化する。

種 別	(2) 交通事故被害者支援の充実強化
実施機関	警察本部交通指導課、土木交通部交通戦略課

## 1 計画の実施方針および重点

- (1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実
- (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進
- (3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

## 2 計画の内容

### (1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

交通遺児援護団体である「公益財団法人おりづる会」の交通遺児援護事業の充実と運営の健全化を図るための補助を行う。

### (2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者支援係による交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を実施する。交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引き」を作成し、活用する。

特にひき逃げ事件、交通死亡事故等の交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。

また、死亡事故等の被害者からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに交通指導課に設置した被害者連絡調整官等が各警察署等で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る。

### (3) 自転車損害賠償保険等への加入促進

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が平成28年2月26日に施行されたことから、同条例を県民に広く周知するために引き続きチラシやホームページによる情報発信と各市町、県警と連携し、毎日1日に街頭啓発を実施する等自転車の安全利用の啓発を行い、自転車の交通事故防止をさらに進めていく。

また、同条例には自転車賠償保険の加入義務が規定されていることから、自転車を利用するすべての県民が自転車賠償保険に加入するようにより一層の周知を図る。

## 第8節 研究開発および調査研究の充実

種 別	(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進 (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化
実施機関	滋賀国道事務所、警察本部交通企画課、警察本部交通規制課、 土木交通部道路課、土木交通部交通戦略課

### 1 計画の実施方針および重点

- (1) 交通事故分析の高度化および道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進
- (2) 交通事故の実態把握と効果的な対策検討立案に向けた調査・研究を推進
- (3) 交通管理の最適化

### 2 計画の内容

#### (1) 交通事故分析の高度化および道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

##### ア 効果的な交通事故防止対策

効果的な交通事故防止対策を講じていくためには、対策の基となる交通事故分析が的確に行われることが重要であり、自動車走行履歴（プローブ）情報を始めとしたビッグデータを活用するなど、交通事故分析の高度化を図る。

そのために、専門的な知見を有する大学や自動車メーカーなどとの情報交換・共同研究を行うなどの産学官連携を推進する。

交通事故分析の成果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、情報提供を積極的に行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資することとする。

交通事故多発場所を抽出し、その地域を重点とした施策を講じる。施策については、過去に実施した施策の効果検証を踏まえ、効率の上がるものを重点に行うなどPDCAサイクルを回す。

##### イ 高度道路交通システム（ITS）に関する調査研究

###### (ア) 安全運転の支援

路車間通信、路路間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けた高度道路交通システム（ITS）に関する調査・研究を行う。

###### (イ) 交通管理の最適化

交通流・量の総合的な管理を行い、交通の安全性・快適性の向上を図るため、管制エリア内の新しい信号制御方法を調査・研究を行う。

交通事故多発場所および重大事故発生現場等交通安全対策を必要とする場所を調査・抽出し、交通事故の多発傾向の解消等道路交通環境の改善を図ることを目的とする現場対策を講じる。交通事故多発場所等に対しては、道路管理者をはじめ

め、県、市町、関係する機関・団体と連携して、合同の現地点検および対策会議を開催し、交通安全施設等の整備充実を重点としたハード面の対策を検討し、問題の解消に努める。また、死亡事故等の重大事故発生時にも、状況に応じ現地点検を実施し、再発防止対策を講じる。

**(2) 交通事故の実態把握と効果的な対策検討立案に向けた調査・研究を推進**

滋賀県道路交通環境安全推進連絡会議を開催する他、同会議作業部会を活用し、学識経験者、道路管理者、交通管理者等々による現地検討会や対策検討立案を実施する。事故危険箇所、事故ゼロプラン等における対策効果検証を実施する。交通安全総点検を実施する。

**(3) 交通管理の最適化**

交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため、安全と円滑な交通管理を研究する。

**(4) 事故危険箇所の対策検討**

事故危険箇所対策を実施